

# 寿都湾

## 議会だより

No. 146 平成22年8月

発行/寿都町議会  
編集/広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1 (議会事務局)  
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

### 平成22年 第2回定例会

平成22年第2回定例会は、6月22日招集され、町長の行政報告の後、報告1件、意見案4件、選挙1件、条例の制定及び一部改正5件、規約の変更4件、単行議案4件、補正予算3件を審議し、一般質問を行い同日閉会しました。

### 行政報告



片岡春雄 町長

平成21年度寿都町一般会計及び各特別会計の決算について、5月31日に出納閉鎖いたしましたので、その概数を報告いたします。

平成21

51億3千711万7千円

○歳出

50億1千778万2千円

○差引額

1億1千933万5千円

(翌年度へ繰り越すべき

財源)(仮称)寿都町食育

センター整備事業に係る機

械設備等の一部、きめ細か

なインフラ整備の地域活性

化対策事業など4事業、

8千846万円

この繰り越す財源が含まれているため、歳入歳出差引額が多額となったものであり、実質収支額は、3千87万5千円となります。

■国民健康保険事業特別会

計

○歳入

4億6千739万6千円

○歳出

4億5千322万6千円

○差引額及び実質収支額

1千417万円

■老人保健特別会計

○歳入

460万8千円

■一般会計

○歳入

8千846万円

460万8千円



「7月17・18日に寿都神社例大祭が開催され、多くの方が参加しました。」

○歳出 444万7千円  
○差引額及び実質収支額 16万1千円

■後期高齢者医療特別会計  
○歳入 4千954万8千円

○歳出 4千945万9千円

○差引額及び実質収支額 8万9千円

■介護保険事業特別会計  
○歳入 4億4千265万7千円

○歳出 4億4千248万3千円

○差引額及び実質収支額 17万4千円

■簡易水道事業特別会計  
○歳入 1億6千508万5千円

○歳出 1億6千281万3千円

○差引額及び実質収支額

○歳出 227万2千円

■公共下水道事業特別会計  
○歳入 3億9千266万7千円

○歳出 3億7千901万5千円

○差引額及び実質収支額 1千365万2千円

■風力発電事業特別会計  
○歳入 2億8千273万1千円

○歳出 2億8千135万8千円

○差引額及び実質収支額 137万3千円

以上、各会計の決算につ

いては、係数整理の上、監

査委員の意見を付し、議会

に提出いたします。

## 審議した案件

### 報告

◆平成21年度寿都町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

平成21年度の事業のうち、次の4事業につき、地方自治法第213条の規定により繰越を行ったもの。

(第213条)歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらな

7千960万円

・子ども手当システム改修事業(子ども手当の給付に係るシステム改修費) 322万9千円

(仮称)寿都町食育センター整備事業(21年度執行の実施設計、本体工事等を除いた機械設備、厨房機器等整備) 2億806万円

合計3億33万9千円を平成22年度へ繰越したことの報告です。

### 選挙

◆後志教育研修センター組合議会議員選挙

後志教育センター組合は、教育に関する研修並びに調査研究を共同で実施するものとして、後志管内20市町村で構成し、昭和50年に設立され、事務所を倶知安町に置いているもので

す。

組合議会の議員は、小樽市を含め、後志管内の市町村長並びに議会議員、合わせて20名で構成され、4年任期として町村ごとに町村長と議員が交互に交替することになっています。

寿都町の場合、平成18年7月1日から町長が組合議員でしたが、平成22年6月30日で任期が満了し、7月1日から平成26年6月30日

までの4年間は議会側から選出することとなり、指名推薦により石澤洋二議員がセンター組合議会議員に選出されました。

### 条例の制定

◆寿都町食育センター設置条例の制定

昨年より整備を進めてきた学校給食センターに代わる「寿都町食育センター」が7月末で完成するため、施設の名称や位置などを定めるものです。

◆職員の子育て休業等に関する条例の一部改正

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、職員の配偶者が就業している、していないにかかわらず、育児休業が可能となつたことから、法律に合わせ育児休業の取得等を改正するものです。

◆職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

前述の条例改正に関連し、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、子どもを養育する職員のうち、小学校就学前の児童がいる職員や、小学生が

放課後児童健全育成事業を行う施設を利用し、その子を迎えに行く職員につき、勤務時間の前後60分の範囲で、請求により早出・遅出勤務をさせることが出来る旨を追加するものです。

◆委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正

寿都町食育センター設置条例の制定に伴い、給食センター運営委員会委員を食育センター運営委員会委員に改めるものです。

◆職員の給与に関する条例の一部改正

職員の給与の支給に関して、「地方公務員法第25条」の規定に基づき、市町村職員共済組合や福祉協会等の掛金など、給与から控除する場合の根拠規定を整備するものです。

### 規約の変更

◆北海道町村議会委員公務災害補償等組合規約の一部変更

◆北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更

◆北海道市町村総合事務組合規約の一部変更

◆北海道市町村備荒資金組合規約の一部変更

原案可決

それぞれの規約とも、「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」が4月1日から施行されたことに関連し、規約中の各支庁の名称を総合振興局又は振興局に変更するものであり、全構成団体で規約の変更につき議会の議決が必要となつたものです。

### 単行議案

◆辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更

平成20年度に策定した「湯別辺地」に係る総合整備計画につき、老朽化による「寿都温泉ゆべつ」の大規模改修に係る事業費増額の変更、並びに新規事業として、湯別会館の建替えに伴う計画の追加を行うものです。

なおこの計画の変更により、「辺地対策事業債」の借入れが可能となるものです。

◆寿都温泉ゆべつの改修工事請負契約

本年度の「町政執行方針」で述べられていた「寿都温泉ゆべつ」は、利用開始から15年近く経過し、設備関係の老朽化が現れ、管

道成9 反対0

理運営並びに快適な環境の維持が難しくなっていることから、基本機能の回復とランニングコストの削減を図るため、脱衣所やボイラー等の改修、さらに温泉湯量の安定確保を図るものとして旧高齢者センターからの引湯、及び蒸気サウナの新設等を行うものです。

・契約の方法  
指名競争入札

・契約の金額  
1億8千272万5千200円

・契約の相手方  
札幌市中央区南6条西13丁目1番28号  
株式会社 銭高組  
北海道支店

支店長 松橋國行  
・工期 平成22年12月24日



◆かもめ団地建築主体工事  
1工区請負契約：原案可決

(賛成9 反対0)  
公営住宅の老朽化が進

んでいる現状から、住宅の質、周辺環境等の居住水準の向上を図るため、公営住宅ストック計画に基づき、矢追町のかもめ団地にそれぞれ1工区(2LDK3戸、3LDK3戸)、2工区(2LDK3戸、3LDK3戸)に分け1棟12戸の住宅を建設するものです。(1工区は112本の基礎杭を含む。)

・契約の方法  
指名競争入札

・契約の金額  
8千772万7千500円

・契約の相手方  
青木・大山経常建設  
共同企業体

代表者  
寿都町字大磯町143番地  
青木組 青木廣志

・工期 平成22年12月24日

◆かもめ団地建築主体工事  
2工区請負契約：原案可決

(賛成9 反対0)

1工区と同様、2LDK3戸・3LDK3戸の建築に係る請負契約です。(2工区は屋上防水加工を含む。)

・契約の方法  
指名競争入札

・契約の金額  
8千736万円

・契約の相手方  
川島・千葉経常建設共同企業体

代表者  
寿都町字矢追町50番地4

川島組 川島一恵  
・工期 平成22年12月24日

◆補正予算  
◆寿都町一般会計補正予算(第1号)……原案可決

次世代の社会を担う子どもの育成を応援する「子ども手当」の支給、小児及び高齢者を対象とする肺炎球菌ワクチンの接種並びに中学2年生の女子生徒を対象とした子宮頸がん予防ワクチンの接種にかかる新規助成、地場産品を生かした高鮮度冷凍技術活用事業など、予算の総額に3千37万6千円を追加し、総額を51億7千837万6千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費(寿都温泉施設改修事業施工管理委託ほか)  
905万7千円増

・民生費(子ども手当ほか)  
1千970万8千円増

・衛生費(小児及び高齢者用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチン接種に係る助成ほか)  
132万6千円増

・商工費(高鮮度冷凍技術活用事業委託料ほか)  
211万5千円増

・消防費(美谷地区の消防積載車用小型動力ポンプ整備)  
170万円増

・教育費(賃金ほか)  
383万円減

◆補正の主なもの

◆寿都町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)……原案可決

子ども手当の創設に伴い、介護予防のケアプラン作成や、高齢者に対し総合的な相談や支援業務を行う地域包括支援センター職員に係る子ども手当の支給のため、予算総額に11万円を追加し、総額を3億8千661万円とするものです。

●補正の主なもの

・地域支援事業費(包括的ケアマネジメント事業費)  
11万円増

◆寿都町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)……原案可決

六条町に設置の「シークリーン寿都」(終末処理場)における嫌気槽の負荷を軽減するものとして、毎年計画的に汚泥引き抜きを実施しておりますが、汚泥の蓄積が予想以上にあり、嫌気槽の機能を保持するため汚泥の引き抜きを追加するもので、予算総額に700万円を追加し、総額を2億4千480万円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費(シークリーン寿都嫌気槽汚泥引抜委託業務)  
700万円増

## 意見書可決 関係大臣等へ送付

6月の定例会で意見書4件を原案のとおり可決し、関係機関に提出しました。なお、内容を要約して掲載いたします。

◆北海道農業の発展に必要な生産基盤整備等に関する意見書

北海道の農業・農村は、これまで意欲ある専門的な担い手の育成を始め、農地・水等の資源の保全や農産物の効率的・安定的な供給に必要な生産・流通システムを整備、産地形成や付加価値向上に積極的に取り組む、規模の大きな土地利用型の農業が展開されてきたが、今後とも我が国の食料生産基地としての責任を果たすためには、農業・農村地域に対する前向きな投資が継続的に必要である。よって、国において北海道農業・農村の担い手が将来にわたり意欲と希望を持って営農が出来るよう実効ある施策の実現



を要望する。

- 1、農地や農業水利施設の持つ機能を適正に発揮させる暗渠排水、区画整理、土層改良、用排水施設及び草地基盤の整備を継続的に実施できるよう農業農村整備事業の必要な予算の確保を図ること。
- 2、生産基盤整備の効果的・効率的な促進を図るため、地域の創意工夫を生かした柔軟な整備が可能となるような制度の見直しを検討すること。
- 3、農産物の効率的・安定的な生産・流通システムを確立するため、生産・流通の合理化、高付加価値化、環境対策など地域が計画していた施設整備のための必要な予算を図ること。

(提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣)

◆石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設等を求める要望意見書

じん肺は、我が国最古にして今なお最大の職業病である。

じん肺法が制定された

# 議会の傍聴はお気軽に

9月に定例議会が開かれます



日程等、詳しいことは  
議会事務局へお問い合わせください。  
(TEL 62-2511)

1960年から50年が経過した現在も、毎年新たに800名前後の(元)労働者が療養に専念しなければならぬ最重症のじん肺に認定され、北海道においては、今年お毎年100名前後の「じん肺療養患者」が発生している。

じん肺を根絶すること、被害者に適正な賠償を行うことは、国と加害企業の義務であり、被害者に過大な負担を負わせる裁判手続きによる救済ではなく、炭鉱やトンネル工事でじん肺に罹患した全ての被害者を等しく救済する制度を創設すべきであり、さらに今後もしも施工されるトンネル建設工事におけるじん肺被害を防止するために一元的な就労

管理、健康管理を行うことも必要であるので、国において次の制度の創設を求めらる。

1、炭鉱においてじん肺に罹患した患者を等しく救済する制度の創設。

2、「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に基づき、トンネルじん肺根絶のための対策の実行。

3、じん肺に罹患した患者の補償を行う基金制度の創設。

(提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣)

◆最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充強化を求める意見書

景気の急速な悪化を受け、企業経営も労働者の暮らしも深刻な事態に直面している。

国内の景気回復には内需主導型経済への転換が決定的に重要で、消費財やサービスへの需要が増えれば、それが雇用拡大につながり、また、低賃金の改善は、転職の減少と仕事の質の向上、採用・新人研修コ

ストの削減、生活保護需給の抑制と社会保険料の支払い手の増



加などの効果をもたらすものであり、こうした様々なメリットを踏まえ、中小零細企業に対する支援策を併行して進めながら、最低賃金の引上げを行い、企業間取引の力関係や競争入札の力学の中でも貧困が生み出されないようにし、適正利潤を含んだ単価設定が可能となる経済社会を実現するべきである。

最低賃金を大幅に引き上げ、働く貧困層をなくし、早急に日本経済を景気回復への道へと導くため、次の内容を早期に実行するよう求める。

1、政府は、ワーキングプアの根絶と地域格差の是正を図るため、最賃1千円と全国最低賃金制度を実現する最低賃金法の抜本改正を行うこと。  
2、政府は、上記の法改正と併せて、中小企業支援策の拡充と下請取引適正化のための制度改善を実施し、まともな単価で公正取引が行われる経済環境を実現す

ること。

3、政府は、企業に対し、労働者の雇用維持と安定雇用の創出を求めること。

(提出先：内閣総理大臣、厚生労働大臣)

◆ワクチン接種に関する意見書

わが国では毎年1千人以上の5歳未満児が細菌性髄膜炎に罹っており、その原因の6割がインフルエンザ菌b(ヒブ)、2割が肺炎球菌によるものである。



細菌性髄膜炎はワクチン接種で予防することが可能で、わが国では2008年12月に任意接種がようやく始まったが4回のワクチン接種費用は約3万円以上にのぼるなど長引く不況の中、若い世代の保護者にとっては負担が重く、接種の大きな障壁となっている。

また子宮頸がんは、年間1万5千人が発症し、3千人が死亡している。他のがんとは違い、その原因がヒトパピローマウイルス(HPV)の感染である

ことが解明され、予防が可能な病気であり、若年層へのワクチン接種が有効とされている。

わが国では2009年12月よりワクチンの任意接種が可能となったが、これも3回のワクチン接種費用は約5万円と多額を要する。

現在一部の市町村では独自でワクチン接種費用の助成を行っているが、道民がいつでも安心してワクチンが受けられるよう、次の事項を強く要望する。

1、細菌性髄膜炎を予防接種法の定期接種対象の一種

疾病として国が承認するまでの間、ヒブワクチン及び7価肺炎球菌結合型ワクチンの接種費用を北海道が補助すること。

2、子宮頸がんを予防接種法の定期接種対象の一種疾病として国が承認するまでの間、2価HPV様粒子ワクチンの接種費用を北海道が補助すること。

3、細菌性髄膜炎及び子宮頸がんを予防接種法の定期接種対象の一種疾病と位置づけるよう国に要望すること。

(提出先：北海道知事)

## 小西副議長 自治功労者表彰を受賞

このたび小西副議長は、副議長在職6年7ヶ月を含め、永年にわたり地方自治振興発展に貢献されたとして、北海道町村議会議長会より自治功労者として表彰され、平成22年第2回定例会において瓜生議長から表彰状の伝達が行われました。



ここが聞きたい

# 一般質問

第2回定例会での一般質問では3名の方から4項目について質問がありました。

岡部 武 議員

## 交通

### JR函館本線の存続について



## 質問

政府・国土交通省は、「整備新幹線の整備に関する基本方針」を決定し、北海道新幹線・新函館く札幌間など未着工区間の建設を決定し、これから本格的な討論を開始するようです。そして今年の8月を目途に建設の是非を決める方針です。

政府が決定した「基本方針」によりまず、「着工にあたっての基本的条件」として並行在来線のJRからの経営分離が前提条件となっています。既にJR北海道も「函館く小樽間の経営分離の方針」を明確にしています。

地域住民の生活に密着しているJR函館本線・函

館く小樽間がJR北海道から経営分離された場合、最終的には長万部く小樽間の鉄路廃止となる可能性があり、地域住民の足が奪われるとともに、地域の疲弊につながることは必至です。また、JR函館本線・長万部く小樽間の鉄路が廃止となった場合、北海道における物流の大動脈となる函館く札幌間は千歳線・室蘭本線が唯一の路線となつてしまい、大規模な自然災害の発生等により長期間利用不能となつた時、代替となる路線が存在せず、旅客や物流に大きな支障をきたす恐れがあります。

そこで伺います。

「函館本線・長万部く小樽間のJRからの経営分

離」をどのように捉え「JR函館本線の存続」運動をどのように進めていくつもりか。伺います。

## 町長

1点目のJR函館本線の存続についてであります。北海道新幹線・新函館く札幌間建設については、この夏頃に認可の判断が行われる見通しと聞いておりますが、着工にあつての基本的条件として「並行在来線のJRからの経営分離問題」が顕在化しております。

本年5月にJR北海道は新函館く札幌間が開業した場合、並行在来線となるJR函館本線・函館く小樽間の経営分離を公式表明しております。札幌く小樽間は札幌都市間輸送としてJRが経営を維持しますが、在来線は、通勤・通学・通院など地域住民の日常的な交通手段として、また、道央圏をはじめ多くの観光客を運ぶ大量輸送機関として、地域の生活さらには圏域経済の発展に欠かせない公共交通機関となつております。

JRから経営分離された場合の路線の扱いは、地元自治体による第3セクター



方式による運行維持又はバス路線転換による方法が想定されますが、他の例を見ても第3セクターによる運行は経営が成り立たないのが現状と聞いており、比較的不利な状況にある小樽く長万部間については将来的に鉄道在来線の廃止につながるものが危惧されます。経営分離がもたらす沿線自治体、さらには広域的

地域振興に与える影響は大きなものがあると捉えております。

後志管内では、新幹線の札幌延伸後も引き続き経営される札幌く小樽間の札幌都市圏に小樽く仁木町間を抱合するよう北後志5町村で要請活動が実施されるほか沿線住民による住民組織が存続に向けた取組を進める動きがありますが、本年

4月には、後志管内沿線の8つの市と町を中心とする調査研究会が設立され、新幹線開通後の地域振興への影響等について関連情報の収集や共通理解、意思疎通を図ることが確認されるなど、他府県の並行在来線の運営状況など幅広く調査研究も行っていくとされてお

ります。在来線の存続運動につきましては、地域住民の交通手段をどのように確保するのが最善のかなど、第一義的には沿線自治体の考え方が重要であり、今後の状況の推移を踏まえたなかで判断すべきものと考えております。

## 教育

### 「教職員の服務規律等の実態に関する調査」 「教育における政令等の違反に係る情報提供制度」について

岡部 武 議員

## 質問

北海道教育委員会は「教職員の服務規律等の実態に関する調査」の実施を全道の教育委員会に通知しました。その調査項目は勤務時間中の組合活動、教職員の政治的行為等、長期休業期間中の校外研修の状況等、学校運営等の実態、教育課程の実施状況等、勤務実績の勤務手当への反映に係る

実施状況、職員団体との関係など、詳細且つ膨大な調査内容であり、5月の下旬までに提出されるよう求めているものです。とりわけ今回の調査は、教職員が憲法によって保障された一人の国民としての行動を校長が過去5年にわたって、広

が過去5年にわたって、広

範に且つ具体的に調査・聴取しようとするものです。この調査は、憲法19条「思想及び良心の自由は、これを犯してはならない」に反するものです。更に教師の精神の自由を奪うことは子供の個性・精神自由の健全な成長を困難にします。

このような調査が強行されるならば、聴取される教師も、聴取する側の校長にも、教育者としての心に癒しがたい傷を残すことになるでしょう。本来、明るく生き生きとした場である学校を陰鬱な場に変えてしまうのではないでしようか。

更に北海道教育委員会は、「教育における法令等の違反に係る情報提供制度」の導入を決定しました。

この制度は児童生徒の保護者、地域住民、教職員までを道教委の恒常的な監視の下に置くもので、しかもその手法として「情報提供」すなわち「密告」を求めるという、憲法にも教育の条理にも反するものです。

この制度が実施されれば地域や児童・生徒の実態に即して自主的に教育を行い諸課題を解決することを困難にし、学校教育に混乱を持ち込むこととなります。学校教職員を「情報提供」という脅かしで管理・統制しようとする道教委のやり方は教育行政の役割を逸脱するものと言わざるを得ません。

またこの制度は、教職員の政治活動違反と思われる行為についても「情報提供」を求めており、憲法に保障された「思想・信条の自由」とそれに基づく、正当な政治活動を抑制し、基本的人権を侵害するものです。この点でも「情報提供制度」は憲法上からも容認できるものではありません。勿論、今回の「調査」や「情報提供制度」の基となった、民主党小林選挙事務所提供された政治資金に関する北教組の「政治資金規程法違反事件」は教職員団

体としてあつてはならない問題であり、その徹底説明を行うことは当然です。そこで伺います。

第1に、「調査」は本町教育委員会にも来ているか。また「調査」をどのように実施したか。

第2に、「調査」は教育現場に混乱を起こしかねないし、やり方次第では「労働組合への妨害行為」として不当労働行為になる恐れもあるが、この点をどのように考えるか。

第3に、「調査」は校長と教職員の信頼関係を損ない、学校の生き生きとした雰囲気を奪うものになってしまうが、この点をどのように考えるか。

第4に、「情報提供制度」は憲法にも教育の条理にも反するものと思われるが、教育長の見解を伺います。

### ●教育長

報道でも大きく取り上げられましたように、先の衆議院議員選挙に関わり政治資金規程法違反により、北教組幹部と団体としての北教組が起訴され、保護者や地域の方々に大きな不安や不信を与え、本道教育に対する信頼を著しく損なう事態となりました。



こうした中で、文部科学省から任命権者としての北海道教育委員会に對して違法性について適切に調査するよう要請があり、また、道議会でも教職員の勤務規律の確保等について議論されたところであります。

北海道教育委員会として、学校教育に対する道民の信頼を確保するため、教職員を対象に調査を実施するよう当委員会にも調査依頼がありました。

町立小・中学校において、校長が教職員に個別面談して聞き取り調査を4月下旬に実施し、さらに各校長を教育委員会が状況を聴取したところでありました。

調査は、法令や学習指導要領に反する違法行為や不適切な行為が行われていたかどうかや勤務規律の状況などで、客観的事実の有無を聞き取るもので不当労働行為には抵触しないよう十分配慮いたしましたところであります。調査後の学校運営での支

障は報告されておらず、校長の教職員に対する慎重な配慮が現状の安定した学校経営につながっているものと考えています。

次に学校教育における法令等違反行為に係る「情報提供制度」についてであります。平成22年5月31日北海道教育委員会において要綱として制定されたものであります。

背景といたしましては、先に述べました本道教育に對する信頼を著しく損なう事態を厳しく受け止め、学校教育においては、安定した学校運営と保護者との信頼関係を基礎として、教育公務員として法令遵守の精神であるとの基本的な考え方に立って、広く道民から法令等違反行為に係る情報提供を受けるものであります。

教育現場には、より客観的で確かな外部の視線を傾けて頂く事も期待されておりますが、その運用に当たっては、十分に慎重を期して適切に運用されるべきと考えております。

### ■再質問

「調査」これは校長先生が各先生個別に相当膨大な時間をかけてきつとやら

れたと思うんです。やはりこういうのは、できるだけやるべきではないと思うんです。県によっては、或いは市によっては、校長が直接面談しないで、アンケート方式で答えてもらうという方法をとっている所もあるんです。しかし、北海道の場合は札幌市の他は全部面談方式でやったと思うんです。これをやっちゃうと校長と教職員の溝が深まると思うんです。その辺に配慮しなければ結果として、後々の教育にはひびが入るといふ点を強く思いますので、この点について、教育長の考え方を伺いたいと思います。

それともう1つは、「情報提供制度」です。時代錯誤も甚だしいということですが。特に教育の現場で「密告」をやったら、必ずこれも子供の教育に跳ね返ってきます。先生方も落ち着いて教育やれないでしょう。そんな馬鹿な制度は、むしろ教育長から教育長会議等で「反対」を述べるべきだと私は思います。この点、再度伺いたいと思います。

### ●教育長

1点目の本調査的なものを充分配慮してやるべき

だと言う事については、今回の調査に当たつても先程述べたように校長先生も随分、その辺のことについては配慮しながら実施をしていこうという意思も聞きましたし、私共も指導してまいりました。このようないふ事はなすべきで、この事実をしっかりと改める点での調査ということ、今回は皆さんの心配している時点を充分配慮しながら実施したところであり

2点目の質問の件についてですが、この法制、要綱の中身でも密告的な内容については充分配慮しながら第5条で情報提供者の責務ということ、不正な利益を得る目的、教職員を誹謗・中傷するものは対象にならないということ、その内容についても随分、服務的なものに限定されたものの規定になっております。そういうことで今回信頼を失った部分についての、より厳格な体制を組むということ、この要綱ですので、その趣旨もまた尊重していくべきではないかというふう

行政  
旧寿都診療所の利用について



■質問

今年2月に行われた議員全員協議会において旧寿都診療所を（仮称）地域密着型多機能センターとして利用する為、整備したい旨の説明がありました。事業（整備）内容につきましては、1階を小規模多機能型居宅介護施設、2階を虚弱老人を対象とした高齢者専用住宅として利用するものです。

施設運営は、平成24年度に供用開始し、利用者の募集は平成23年度中に行っていくとの事でしたが事業計画について、その後の経過を伺います。また、小規模多機能として、本町の高齢者の現状を捉えた中で当施設の視点・運営・特徴をどのように考えているのか、お聞きします。

●町長

旧寿都診療所の利用については、地域密着型サービスの機能をもつ施設の整備計画を本年2月開催の議会全員協議会で議員皆様にご

説明をいたしましたところであります。

本町の高齢者人口や介護認定者は年々増加傾向にあり、合わせて、認知症が認められる方も多く存在し、今後さらに進展することが予想されます。

このような状況から、町として高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、旧寿都診療所を活用した施設整備を計画したところであります。

その内容については、1階を認知症対応型共同生活介護、いわゆる「グループホーム」を1ユニット9人、小規模な住居型の施設で、「通い」を中心に「訪問」「短期宿泊」などを組み合わせ

て食事・入浴などの介護が受けられる最大定員25名の「小規模多機能型居宅介護」1ヶ所を設置し、2階は日常の生活面や特に冬の場の住環境において不安があり、

季節的ひいては恒久的に本町を離れるという現象が起こっていることから、虚弱老人を対象とした高齢者専用住宅を整備し、「安心・

安全」に生活していただけるよう、夫婦用8部屋、単身用6部屋、最大22名が入居できる住環境を確保し、町が管理運営することを提案いたしました。

さらに、複合的福祉サービスの拠点という立場から利用者と住民が自由に交流できる交流スペースを設け、また、訪問看護については「勤医協くるまつない訪問看護ステーション」が本町にサブステーションを開設し、サービス提供いただけるようになりますが、本町利用者の利便性や効率面から事務所確保の要望がされているところであり、その一面を事務所として提供することを検討しております。

また、1階のグループホームなどの運営について



は、平成18年度の介護保険法の改正により、高齢者が住みなれた地域で生活を継続するためには、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をつくり地域の実情に合わせ、グループホームなど

のような「地域密着型サービス」が導入され、市町村の裁量で整備することになったことから、各町村においてもサービスの整備については、公募による事業者選定がされるようになってきております。

保険者として利用者に最適な介護サービスの提供が必要ことから、高齢者福祉施設等の運営経験の豊富な事業所、高齢者福祉など社会福祉に対し熱意と知識・経験を有し、長期的かつ安定的に運営することが

できる、健全な法人及び施設運営が確実な事業者を公募により選定する方針であります。

以上が現在までの考え方でありますが、詳細等につきましては、議員の皆様と協議の上、広くご意見をいただきながら取り進めて参りますのでよろしくお願ひ申し上げます。

■再質問

再質問というか要望であ

りますが、この小規模多機能施設として整備していくという事は、地域の状況、いわゆる高齢者の状況等を把握・調査しながらやっていかなければならない事項と思っております。

このため、高齢者の現在の状況、例えば認知症等の状況について調査していかなければならぬと思えます。現在どのぐらいの方が認知症になつて居るか、教えていただきたいと思います。

それから、各施設の運営主体であります。これについてはどのようになっているか、お聞きします。また、こうした施設が出来るという事は、地域の経済に大変良い影響が出てくるのではなからうかと思えます。若者の定着や、雇用の確保というのがなされるのではないかと思います。このようなことについて、どのように考えているのか、お聞きします。

●町長

1点目の高齢者の状況につきましては、担当の方で数値を把握していれば後ほど報告したいと思えます。2点目の運営主体につき

ましては、先程も答弁の中

でも述べさせていただきまして、公募により、今考えているということでご理解の程、お願いしたいと申し上げます。

●町民課長

1点目の高齢者の状況でございますが、5月末現在の数値で高齢者人口が1千255人、高齢化率で言いますと36・2%、介護認定者数につきましては、その内238人、介護認定者数のうち、認知の軽度から重度とあるんですが、認められる方が220人という状況になってございます。

■越前谷議員

地域経済への影響について、町長からまだ述べられておりませんので、再度お聞きします。

●町長

当然、そういう施設が出来るといことは、そこに働く若者を含め、職場が出来るということで地域経済にもプラスになると思えます。もし都会から新しい人材が来たり、また寿都出身者が地域に戻つて来た時に住宅の確保等にも関わって

くるということ、この福祉の運営については地域経

済に繋がるといふふうにも認識しているところであります。

## 山本 喜彦 議員

### 施設 パークゴルフ場の 管理運営について



#### ■越前谷議員

福祉施設の運営について、詳しい情報等が出ましたら、今後共、お聞かせ下さい。

声として出ていますので、質問いたします。

■質問  
パークゴルフ場の管理運営について質問したいと思

います。  
近年、パークゴルフの人氣は高まっており、本町において、プール周辺に9ホールありますが、このゴルフ場を走りとして、浜中にパークゴルフ場が出来、各々、各年その状況に合わせ利用されているようです。

浜中パークゴルフ場は町内の方も、年間の券(シーズン券)、また一日券を購入して、それぞれ興じていますが、利用者から何か要望提案等がありますので、質問したいと思

いただきました。

車が2台駐車しており、コースのほどこで3人ほどプレーをしていました。券売機で購入されて競技しているものと思

入の確認の有無をどのように入っているのか。また、駐車場が南側にあり、その周辺の来場者の把握が出来ないため、無断で競技している方もいるとの事

です。当然年間券を購入されている方が不満を募らせる

ところでもあります。料金を払った入場者の確認は、どのようになされているのか、お伺いしたいと思

います。大きく2点目には、有機的活用は出来ないかということ

でございます。欲を申し上げれば切りがありませんが、町の利用者の声を聞きますと、「不満である」に傾いた話が多いよ

うに聞こえます。他町村から来場される方も、芝の管理状況から同様の心境になるのではないで

しょうか。地元競技者も他町村の施設に向いておりますから、人気ある施設との比較

るとの声もあります。管理(芝生)さえ行き届けば人

気の出る施設となることは間違いないと思

います。また、このように予測する人も多いのも事実

です。町内にある施設、または事業と連動させ、是非、パークゴルフ場が有意義に活用されることを望みます

。特に町長は都市との交流ということ

で前浜を謳い上げておりますし、浜中パークゴルフ場があり、さらにはゆべつ

のゆという温泉施設もありますので、利用度、活用度を高めていくのも一考かと思

います。何か考えがあれば聞かせただきたいと思

います。

このことから、施設利用者の意見を把握するため

に施設の利用・運営についての意見交換会を今年度初めて

パークゴルフ協会代表者・施設管理受託業者・町の3者により実施したところ

であります。この意見交換会においては、土壌の関係や芝の種類

など、解決するには相当の費用を要する課題等もありますが、現状を

理解したうえで、改善できる事項はないか、意見交換を行ったところ

で、特に要望が強くあったグリーンの芝の長さ

について、刈り込み回数を増やし、芝の長さを短く維持する

対応を取ったところでもあります。しかし、常に短い芝を維持する

となると、委託費等の関係から厳しい状況であります。このことから、今後、施設管理に

当たっては、地元協会等の意見を伺いながら、現状の中で改善を

図り、利用者には喜びられる施設となるよう管理を行ってまいり

たいと思

います。2点目の、有機的活用は出来ないかとの質問について

ですが、「都市との交流」をキーワードに現在、交流事業を積極

りますが、人口減少の時代に地域を元気にするには交流人口の増加が重要な鍵になると考えております。

本町を訪れる観光客は、昨年実績では約17万人余りであり、道の駅「みなとまぐれ寿都」オープンを契機に、街中への人の流れができ、約3万人余り増えております。

パークゴルフを訪れる人は、パークゴルフを楽しむというひとつの目的を持って訪れることから、一般の観光客とは違うとは思いますが、寿都の自然や水産資源・食の魅力のアピールし、街中や温泉への誘導を図るとともに、湯別地区をひとつのエリアとして捉え、来年度に向けて温泉のリニューアル効果との連携を図りながら、パークゴルフ場との相互間における誘導を図ってまいりたいと考えております。

### ■再質問

委託費を見ますとパークゴルフ場と、それから浜中の海水浴場のトイレの管理ということで年間556万5千円程で契約をしておりますが、費用対効果からすると、何か私自身、負の施設のように思えます。ですか



ら今、お話し合いを持って刈り込みを多くするとお聞きして、それはそれとして感謝を申し上げたと思いますが、もっと有効に使っていただきたいと思えます。

昨年のパークゴルフ場の収入60万円少しが入っていますが、この内訳で、どういう性質なものなのか、お尋ねしたいことと、駐車場については南側ということ、先程申しましたが、無断で入られる方が多いと聞いています。流れとしては駐車場、管理棟、競技場とすることが無断入場を防げるのではないかと思いますが、単に、入場者のモラルの欠如ということ、片付けられることには不満があります。駐車場の位置を、集いの森や憩いの森等がありますが、その辺の兼ね合

いを見て駐車場を移動するとか、駐車場、管理棟、競技場と、こうした連続した流れがモラルの欠如を防止する手かと思えますし、それが収入につながることもあります、収入が上がることによって、当然刈り込みの回数も増えると思えますので、その辺にお考えがあればお尋ねしたい。

### ●町長

数字的な部分は、後ほど担当者の方から説明をさせていただきます。

基本的な駐車場、モラルの関係を含めて、先程もパークゴルフは生活環境保全の事業で行ったと、この事業の性格上そのエリアの中には駐車場が出来ない、それでやむやむ今の南側の所に駐車場を設けました。ただ利用者からすると駐車場からちよつと歩いて2分程かかりますので、通常の場合には今管理棟のある両側に斜めに駐車すれば、14・15台、また、上手に入れば20台位の駐車スペースがあるということ、あくまでも住民の健康管理を含めたパークゴルフ場ということで、今利用を

費用対効果からすると、今、利用料の割にはかなり委託料がかかっているということで、費用対効果からするとかなりの経費がかかりすぎている、ですからパークゴルフ場の利用を増やすことによつて、この経費に近づくとどう考え方もあります。その辺にお考えがあればお尋ねしたい。

のコースについては公認になっていないという部分もありますし、いろいろな部分で、浜中全体を先程山本議員からご質問のあったトータルで、温泉の絡みや、海水浴場の絡みだとか、湯別圏域全体の利用者を増やしていく政策の中で、その一部としてパークゴルフをやる方も増えていけばいいかなと、そういう総合的なエリアの工夫をこれから町としてもPRに努めながら、より投資効果のあるエリアにしていきたいと考えております。

### ●産業振興課主幹

山本議員から質問がありましたパークゴルフの収入であります。平成21年度の実績でシーズン券の1日券及び夫婦券購入は20名で合計18万円、あと島牧・黒松内含めての町内の利用と

利用者を合わせまして、延べで1千301名で19万750円、あと町外利用につきましては、同じく小中学生・一般利用者を合わせまして延べで356名、10万3千400円、トータルで1千677名、47万4千150円の利用状況となっております。

### ●山本議員

質問となるかどうか分かりませんが、また要望かと思いますが、今町長の方からもコースどり、それから国際的な公認の要素を持ったコース作りなど、是非一つそちらの方向に向けていたに普段の管理をしていただ

## 平成22年第1回臨時会

平成22年第1回臨時会は4月27日に招集され、会期を一日と定め、専決処分1件、条例の一部改正1件を審議し、同日閉会しました。

### 審議した案件

#### 専決処分の件

◆平成21年度寿都町一般会計補正予算(第11号)………原案可決

予算総額に、252万9千円を追加し、総額を50億1千

きたいと思えます。また、私もそのあと刈り込みした芝生を見てもきましたが、雑草の混入もあります。スズメのタビラコ、それから西洋タンポポなどが生えており、芝を痛みつけている状況を見ました。このことにつきましてもパークゴルフ協会の協力を得れば、除去できるのかなと、少しわがままな考えも思いますが、そういった協会の協力を得ながらも運営していただければ結構かと思えます。これは利用法等です、質問にはなっていないと思いますが、以上を申し上げて終わりたいと思えます。

676万3千円とするもので

す。主なものとして、国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金の追加配分に伴う財源補正、及び町単独事業として昨年9月に予算措置の家電3品目(デジタルテレビ、冷蔵庫、エアコン)にかかる町内での購入に対するエコ対策事業補助金につき、3月末までに見込みを上回る購入があったことから、補助金の追加計上を行う補正であり、3月31日専

決し、議会の承認を求めた  
ものです。

- 補正の内容
- ・総務費（減債管理基金積立） 138万4千円増
- ・商工費（工口対策事業（グリーン）家電普及事業）補助金 114万5千円増

### 条例の一部改正

◆寿都町税条例の一部を改正する条例……原案可決

（賛成8 反対1）  
地方税法等の改正に伴う条例の一部改正です。

このたびの改正では、子ども手当の創設などによ

## 平成22年第2回臨時会

平成22年第2回臨時会は5月18日に招集され（欠席1）、会期を一日と定め、条例の一部改正1件を審議し、同日閉会しました。

### 審議した案件

◆寿都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例……原案可決

（賛成8 反対0）

地方税法の改正に伴い、賦課限度額の引上げ、非自発的失業者に係る国保税軽減措置の追加などの改正であります。

り、個人住民税における扶養控除が見直され、16歳未満（中学生以下）の扶養控除33万円を廃止。また16歳以上19才未満の者（高校生）に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）が廃止されるものです。（平成24年度分の個人住民税から適用。ただし、所得税においては平成23年から適用。）

また、本年10月からのたばこ税率引き上げ（国と地方を合わせて、1本あたり3.5円の引き上げ。）などが主なものです。

### ◎賦課限度額

- ・医療分 47万円 ↓改正後50万円
- ・後期高齢者支援金分 12万円 ↓改正後13万円
- ・介護納付金分 据え置き（現行10万円）

### ◎非自発的失業者対策

被用者保険に加入していた65歳未満の方が、本人の意志によらない解雇や倒産により失業し国民健康保険加入の場合、公共職業安定所（ハローワーク）が発行する雇用保険受給資格者証に基づき軽減措置を行うものです。

## 産業常任委員会 町内所管事務調査 を実施

第2回寿都町議会定例会（6月22日招集）において承認された、閉会中における産業常任委員会所管事務調査を7月6日に開催し、平成21年度実施の町内土木建築工事につき、町の担当者出席のもと、現地において調査を行いました。

昨年の工事関係については、国の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」や「森林整備加速化・林業再生事業補助金」等の活用により、食育センターの新築や定住促進住宅の整備、寿都中学校の省エネ改修事業など多岐にわたり土木建築工事が行われ、担当者より施工内容の説明を受けました。

調査結果については今後の町議会において報告されます。



## 議会日誌

（平成22年4月以降）

### 4月

- 2日 転入教職員辞令交付式（瓜生議長）
- 6日 寿都小学校入学式、潮路小学校入学式（瓜生議長他）
- 7日 寿都中学校入学式（中里総務常任委員長他）
- 8日 寿都高等学校入学式（中里総務常任委員長）
- 14日 例月出納検査（沢村議員）
- 15日 寿都神社・祈年祭（小西副議長）
- 17日 新党大地・鈴木宗男「第5回北海道セミナー」（札幌市 小西副議長）
- 27日 第1回臨時会

### 5月

- 7日 後志総合開発期成会定期総会（倶知安町 瓜生議長）
- 10日 国保運営協議会（瓜生議長・中里総務常任委員長）
- 13日～14日 後志監査委員協議会定期総会（洞爺湖町 沢村議員）
- 14日 南部後志町村議会正副議長会定期総会（島牧村 瓜生議長・小西副議長）
- 17日 例月出納検査（沢村議員）
- 18日 第2回臨時会
- 21日 寿都商工会通常総会（小西副議長）
- 24日 北海道新幹線・北海道横断自動車道各建設促進期成会定期総会（小樽市 瓜生議長）
- 25日 後志総合開発期成会道内要望（札幌市 瓜生議長）

### 6月

- 2日 寿都中学校体育大会（中里総務常任委員長）
- 3日 北海道町村議会議長会定期総会（札幌市 瓜生議長）
- 5日 はちろ吉雄政経セミナー2010（小樽市 瓜生議長）
- 12日 村田のりとし後援会観桜会（岩内町 小西副議長）
- 13日 寿都小学校大運動会（中里総務常任委員長他）  
潮路小学校大運動会（小西副議長他）
- 14日 例月出納検査（沢村議員）
- 17日 議会運営委員会（岡部委員長、中里副委員長、山本委員、小西委員、木村（親）委員、瓜生議長）
- 22日 第2回定例会・全員協議会
- 25日 寿都町戦没者追悼式（瓜生議長他）
- 26日 札幌寿都会総会（札幌市 小西副議長）
- 29日 岩内・寿都地方消防組合臨時議会（沢村議員）  
熊本県多良木町議会経済建設委員会行政視察来庁（風力発電）（瓜生議長）